

令和6年2月14日
島根県総務部人事課
課長 栗原 誠
課長補佐 北尾 真吾
電話番号 0852-22-6125
島根県教育庁総務課
課長 今岡 重之
課長代理 福井 有美
電話番号 0852-22-5407

不適切な事務処理に伴う職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったので、その概要を公表する。

記

1 職員の処分

(1) 該当職員

- | | |
|-------|-----------|
| 1 現所属 | 健康福祉部（本庁） |
| 2 階 級 | 主任級 |
| 3 年 齢 | 61 歳 |
| 4 性 別 | 男性 |

(2) 事案の概要

当該職員は、教育委員会在職中の令和2年度から令和4年度までの3年間にわたり、自身が事務を担当していた学校徴収金等について、正当な手続をとらない出金や現金の保管などの不適切な会計処理を繰り返し、また、退職後に書類を自宅へ持ち帰るなどし、県民の県政に対する信頼を損ねた。

(3) 処分内容

減給 10 分の1 2 月

(4) 発令日

令和6年2月14日

(5) 処分理由

当該職員の行った行為は、県民の県行政に対する信用を損なう行為であり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反することから、同法第29条第1項各号に該当する。

(6) 管理監督者

処分対象者	教諭（元校長）
処分内容	訓告（文書）

(7) その他

- ・ 学校徴収金等の適正な取扱いについて、各県立学校長に対し、改めて指導監督の徹底を図るよう文書通知を行った。
- ・ 服務規律の確保について、教育委員会の全所属長に対し、各職員への徹底を図るよう文書通知を行った。

2 不適切な事務処理の概要

(1) 発生時期 令和2年度から令和4年度まで

(2) 発生所属 県西部の県立学校

(3) 事案の概要

当該職員が担当していた8つの学校徴収金等の会計のうち、6つの会計で次のとおり不適切処理があった。

ア 会計の口座から出金されているにもかかわらず、収入・支出の起案文書や領収書がないなどの不適切な事務処理があったもの

7,905,162 円 (79 件)

① 事業所等に確認するなどし、事務処理の不備はあったが支払済であることが確認できたもの

7,131,359 円

② 学校内の金庫に保管したままとなっていた現金

349,762 円

※ 令和5年7月13日及び令和5年7月25日に各会計に収入済

③ 自宅に持ち帰っていた現金等

個人別に分けてリサイクル封筒に入れた費用弁償旅費(13名分、77,944円)

謝礼用のギフトカード(3枚、30,000円相当)

※ 令和5年9月8日に当該職員から返還済

④ 会計の口座から出金されているが、支払われた証拠のないもの

316,097 円

※ 令和6年1月8日及び令和6年1月12日に当該職員から返還済

イ 会計の口座から出金されていないが、代金等は支払われており、当該職員が立て替えて支払ったと推測されるもの

137,281 円

※ 令和6年1月5日に当該職員から請求をしない旨の申出あり